

## 夏場の就業環境改善について

### 1.趣旨及び目的

昨今の厳しい暑さを受け、熱中症対策の重要性がますます高まっています。法律により企業にも対応が義務付けられる中、この暑さは今後も継続する可能性が高いと予測されています。

水上村シルバー人材センターでは、会員の健康を守るため、①屋外作業を主とする会員は、毎週木曜日と日曜日を定休日として休業する。②熱中症予防対策等の研修会実施。③空調服の購入費助成。④会員一人ひとりの作業負担を減らすため作業人員の増員配置など様々な熱中症予防策を講じていますが、更に高温環境下で働く会員の健康と安全、そして「はたらき」への敬意とモチベーション向上を目的として、今年度も夏場の就業時間の制限と就業環境に応じた長時間高温環境下等加算を導入します。

水上村シルバー人材センターをご利用いただく発注者の皆様のご理解とご協力をよろしく願います。

### 2. 対象となる業務：高温環境下での屋外作業を主とする業務

### 3. 就業時間の見直し：

通常の就業時間：午前8時から午後5時まで（就業時間：8時間）



夏場の就業時間：午前7時から正午まで（就業時間：5時間）

### 4. 対象期間：7月から9月まで（ただし、環境条件に応じて期間の変更有。）

### 5. 長時間高温環境下加算及び高温環境下加算率（暑さ手当）

①長時間高温環境下加算（5時間を超える業務） 通常業務の60%

②高温環境下加算（5時間未満の業務） 通常業務の13%

※加算額（率）については就業環境等の状況により変動する場合があります。